

○ 公益信託に関する法律、施行規則、法人施行規則三段表 イメージ

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）	公益信託に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第〇〇号）	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）（改正 令和六年内閣府令第八十七号）
目次	目次	目次
第一章 総則（第一条—第五条）		第一章 公益法人の認定
第二章 公益信託の認可等		第一節 公益認定の基準（第一条—第六条）
第一節 公益信託の効力（第六条）		第二節 公益認定の申請等の手続（第七条—第十三条）
第二節 公益信託の認可（第七条—第十五条）		第二章 公益法人の事業活動等
第三節 公益信託事務の処理等（第十六条—第二十一条）		第一節 計算
第四節 公益信託の併合等（第二十二条—第二十七条）		第一款 総則（第十四条）
第五節 公益信託の監督（第二十八条—第三十二条）		第二款 中期的収支均衡（第十五条—第二十三条）
第六節 信託法の適用関係（第三十三条）		第三款 公益目的事業比率（第二十四条—第三十二条）
第三章 公益認定等委員会等への諮問等		第四款 使途不特定財産額の保有の制限（第三十三条—第三十七条）
第一節 公益認定等委員会への諮問等（第三十		第五款 公益目的事業財産（第三十八条—第四

四条一第三十七条)

第二節 都道府県に置かれる合議制の機関への
諮詢等（第三十八条・第三十九条）

第四章 雜則（第四十条一第四十四条）

第五章 罰則（第四十五条一第四十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化
に伴い、公益を目的とする信託による事務の実
施が公益の増進のために重要となっていること
に鑑み、当該事務が適正に行われるよう公益信
託を認可する制度を設けるとともに、当該公益
信託の受託者による信託事務の適正な処理を確
保するため必要な措置等を定め、もって公益の
増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公益信託 この法律の定めるところにより
する受益者の定め（受益者を定める方法の定

十一条)

第二節 財産目録等（第四十二条一第五十八条）

第三節 合併の届出等の手続（第五十九条一第六
十二条）

第三章 報告及び検査（第六十三条・第六十四条）

第四章 公益目的取得財産残額（第六十五条一第七
十条）

第五章 公示及び公表（第七十一条・第七十二条）

附則

めを含む。第四条第三項において同じ。) のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。

二 公益事務 学術の振興、福祉の向上その他不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

2 この法律において、「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸收信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」とは、それぞれ信託法（平成十八年法律第百八号）第二条に規定する「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸收信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」をいう。

3 この法律において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。

（行政庁）

第三条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益信託の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣

イ 公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの
ロ 国の事務又は事業と密接な関連を有する

公益事務であつて政令で定めるものを行うもの

二 前号に掲げる公益信託以外の公益信託 その公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事

(公益信託の要件)

第四条 公益信託は、信託法第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてしなければならない。

2 公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益信託の名称（公益信託という文字を用いるものに限る。第七条第二項第一号において同じ。）

二 信託管理人（信託法第四章第四節第一款の信託管理人をいう。以下同じ。）となるべき者を指定する定め

三 帰属権利者（信託法第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。）となるべき者（委託者を除く。）を指定する定め

四 その他内閣府令で定める事項

(信託行為において定める事項)

第A条 法第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者及び受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 公益信託の目的
- 三 公益事務を行う区域
- 四 公益事務の内容
- 五 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項
- 六 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項
- 七 受託者の職務に関する事項
- 八 受託者が二人以上ある場合にあっては、代表受託者（公益信託事務の処理を代表する受託者をいう。）の氏名又は名称及び各受託者の職務に関する事項
- 九 公益信託事務の一部を委託する場合にあっては、その委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）及び委託する公益信託事務の内容
- 十 公益信託の適正な運営のための合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の名称、構成員の人数、構成員の選任、その任期及び報酬を支払う場合にあっては、その額又は算定方法並びに当該機関の職務及び権限に関する事項
- 十一 信託管理人の職務に関する事項
- 十二 信託法第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に掲げる行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該取引の内容
- 十三 公益信託事務の処理の方法に関する事項

3 公益信託においては、受益者の定めを設けることはできない。

(公益信託の名称等)

第五条 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

3 前二項の規定に違反する名称又は商号の使用によって公益事務に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二章 公益信託の認可等

第一節 公益信託の効力

第六条 公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二節 公益信託の認可

(公益信託認可の申請)

第七条 公益信託の受託者となろうとする者は、

十四 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項

十五 信託財産の計算期間（一年を超えないものに限る。）に関する事項

前条の認可（以下「公益信託認可」という。）を申請しなければならない。

2 公益信託認可の申請は、**内閣府令**で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

- 一 公益信託の名称
- 二 受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 公益事務を行う都道府県の区域
- 四 公益事務の種類及び内容
- 五 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面
- 二 事業計画書及び収支予算書
- 三 公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けたことができることを証する書類

四 当該公益信託に係る信託事務（以下「公益

(公益信託認可の申請)

第B条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする公益信託の受託者になろうとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

(公益認定の申請)

第七条 法第七条第一項の規定により公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第七条第三項第四号の**内閣府令**で定める書類

2 法第七条第二項第四号の**内閣府令**で定める書類

信託事務」という。)を処理するのに必要な
経理的基礎を有することを明らかにする当該
公益信託の信託財産に係る財産目録その他の
内閣府令で定める書類

類は、次に掲げる書類とする。

一 第N+4条第一項から第三項までの規定の
例により作成した当該公益信託の設定時にお
ける信託財産に係る予定財産目録

二 事業計画書及び収支予算書に記載された予
算の基礎となる事実を明らかにする書類

三 次のイ又はロの区分に応じ、受託者の固有
財産における資産及び収支の状況を確認する
書類【P】

イ 法人その他の団体である受託者 次に掲
げる書類

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類

ロ イに掲げる以外の者である受託者 次に
掲げる書類

(1) 源泉徴収票（所得税法第二百二十六条

は、次に掲げる書類とする。

一 第四十九条第一項から第四項までの規定の例
により作成した次号に規定する貸借対照表の貸
借対照表日における財産目録

二 一般社団法人にあっては一般社団法人及び一
般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四
十八号。以下「一般社団・財団法人法」とい
う。）第二条第二号の貸借対照表及びその附属
明細書、一般財団法人にあっては同条第三号の
貸借対照表及びその附属明細書

三 事業計画書及び収支予算書に記載された予算
の基礎となる事実を明らかにする書類

五 次条第十一号に規定する支払基準を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、**内閣府令**で定める書類

第一項に規定する源泉徴収票をいう。)、確定申告書又はこれらに類する当該受託者の資産及び収入の状況を示す書類

(2) 様式第二号により作成した財産に関する調書

四 前三号に掲げるもののほか、公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第七条第三項第六号の**内閣府令**で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則及び登記事項証明書）並びに本人確認書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるものをいう。第四号において同じ。）

二 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

【三 当該公益信託の信託行為において、第A条第九号の規定により公益信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがあり、委託先

四 前三号に掲げるもののほか、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第七条第二項第六号の**内閣府令**で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 登記事項証明書

二 理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

が確定している場合にあっては、当該第三者の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則及び登記事項証明書）】【P】

四 その公益信託の信託行為において、第A条第十号の規定によりに規定する公益信託の適正な運営のための合議制の機関を置く旨の定めがある場合にあっては、その名称、構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに構成員となるべき者が就任を承諾したことを証する書類【P】

五 前項各号及び前四号に掲げるもののほか、法第八条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類

六 受託者が法第九条第一号イ及び第二号に該当しないことを説明した書類

七 信託管理人が法第九条第三号及び第四号に該当しないことを説明した書類

八 当該公益信託が法第九条第五号及び第六号に該当しないことを説明した書類

九 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。）

十 法第七条第一項の提出二項各号に掲げる内容について、委託者（信託法第三条第二号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する

三 前項各号に掲げるもののほか、法第五条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

四 理事等が法第六条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

五 法第六条第二号から第四号まで及び第六号のいずれにも該当しないことを説明した書類

六 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、公益認定の申請をしようとする一般社団法人又は一般財団法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

(公益信託認可の基準)

第八条 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準（その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨及び当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託（第十六条第一項において「特定資産公益信託」という。）にあっては、第八号から第十号までに掲げる基準を除く。第三十条第二項第一号において同じ。）に適合すると認めるとときは、公益信託認可をするものとする。

書類

十一 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

（特定資産公益信託の要件）【P】

第C条 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の要件は、次に掲げるものとする。

一 寄附によって受け入れた資産が金銭であること

二 信託財産は、金銭、預金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、合同運用信託の信託その他安定した収益の確保を目的として適正に財産とされたものに限られていること。

【三 信託行為において、この公益信託の信託財産は、毎信託事務年度末において、当該信託財産の総額見込額の上限を超えない旨が定められていること。】

2 法第八条に規定する内閣府令で定める信託

七 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

- 一 公益事務を行うことのみを目的とするものであること。
- 二 その受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。

【信託財産の支出が、助成金その他の公益事務のため、金銭の支給その他これに準ずる方法により実施されることが信託行為に定められていること。】

(受託者の経理的基礎及び技術的能力)

第D条 法第八条第二号に定める基準であって公益信託事務を適正に処理するために必要な経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 安定的かつ継続的に当該公益信託事務を処理するために必要な信託財産及び固有財産における財政基盤が確保されていること。
 - 二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われることを確保していること。
 - 三 財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の執行方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報の適正な開示を確保していること。
- 2 法第八条第二号に定める基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的

三 その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること。

- 能力に係るものは、次のとおりとする。
- 一 当該公益信託事務等の内容に照らして、当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えていると認められること。
 - 二 当該公益信託事務を処理するために十分な知識及び経験を有する者の関与を確保していること。
 - 三 当該公益信託の存続期間にわたり、安定的かつ継続的に受託者としての任務を行う仕組みを確保していること。

(信託管理人の監督能力)

第D + 1条 法第八条第三号に定める基準であつて受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力に係るものは、次のとおりとする。

- 一 当該公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること。
- 二 当該公益信託の存続期間にわたり、安定的かつ継続的に適正な監督を行う仕組みを確保していること。

四 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面、事業計画書及び収支予算書の内容に照らし、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものであること。

五 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと。

六 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、信託財産を用いて寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下このイ及び第十三号において同じ。）に対し、当該公益法人が行う公益目的事業（同条第四号に規定する公益目的事業をいう。第十三号において同じ。）のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合

ロ 他の公益信託の受託者に対し、当該受託者が行う公益事務のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合

(法人が事業活動を支配する法人等)

第E条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第七号の法人が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とする。

2 令第一条第七号の法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人（次号において「被支配法人」という。）が当該委託者の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第七号の法人が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とする。

2 令第一条第七号の法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

七 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

八 その処理する公益信託事務について、第十六条第一項の規定による収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。

二 当該被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

- イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員
- ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者
- ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

(会員に類するもの)

第二条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの（以下この条において「会員等」という。）として内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者とする。

二 第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

- イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は評議員
- ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の使用人
- ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者
- ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者
- ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

(会員に類するもの)

第二条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの（以下この条において「会員等」という。）として内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者とする。

九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する
公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合
(第十六条第二項において「公益事務割合」という。)が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合(同項において「基準割合」という。)以上となると見込まれるものであること。

(公益事務割合の算定)

第L+7条 法第八条第九号の公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合は、第一号に掲げる額の同号及び第二号に掲げる額の合計額(以下「合計費用額」という。)に対する割合をいう。

- 一 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費の額(以下「公益事務実施費用額」という。)
- 二 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額(以下「公益信託管理費用額」という。)

(基準割合)

第L+8条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の八十とする。【P】

第三款 公益目的事業比率

(費用額の算定)

第二十四条 法第十五条第一号の公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額(以下「公益実施費用額」という。)、同条第二号の収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額(以下「収益等実施費用額」という。)及び同条第三号の当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額(以下「管理運営費用額」という。)の算定については、この節に定めるところによる。

- 2 公益法人の各事業年度の公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額(以下「費用額」という。)は、別段の定めのあるものを除き、次の各号に掲げる費用額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 公益実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
 - 二 収益等実施費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき収益事業等に係る事業費の額
 - 三 管理運営費用額 当該事業年度の損益計算書に計上すべき管理費の額

(引当金)

第L + 9条 各信託事務年度において取り崩すべきこととなった引当金勘定の金額又は取り崩した引当金勘定の金額（前信託事務年度までに既に取り崩すべきこととなったものを除く。以下「引当金の取崩額」という。）は、当該信託事務年度の合計費用額から控除する。

(財産の譲渡損等)

第L + 10条 公益信託の受託者が信託財産を譲渡した場合には、当該譲渡に係る損失（当該財産の原価の額から対価の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者が各信託事務年度において商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）又は製品を譲渡した場合には、これらの財産の原価の額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入する。

3 公益信託の受託者が信託財産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の額は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

4 前三項に定めるもののほか、公益信託の受託者が信託財産を運用することにより生じた損失の額（当該財産について譲渡することとなった財産の額から当該財産について得ることとなった財産の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

(引当金)

第二十五条 各事業年度において取り崩すべきこととなった引当金勘定の金額又は取り崩した引当金勘定の金額（前事業年度までに既に取り崩すべきこととなったものを除く。以下「引当金の取崩額」という。）は、事業その他の業務又は活動（以下「事業等」という。）の区分に応じ、当該事業年度の費用額から控除する。

(財産の譲渡損等)

第二十六条 公益法人が財産を譲渡した場合には、当該譲渡に係る損失（当該財産の原価の額から対価の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益法人の各事業年度の費用額に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公益法人が各事業年度において商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）又は製品を譲渡した場合には、これらの財産の原価の額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入する。

3 公益法人がその有する財産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の額は、当該公益法人の各事業年度の費用額に算入しない。

4 前三項に定めるもののほか、公益法人が財産を運用することにより生じた損失の額（当該財産について譲渡することとなった財産の額から当該財産について得ることとなった財産の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益法人の各事業年度の費用額に算入しない。

(土地の使用に係る費用額)

第L+11条 公益信託の受託者が各信託事務年度の公益信託事務を行うに当たり、信託財産に属する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり信託財産において実際に負担した費用の額を控除して得た額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

- 2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

(融資に係る費用)

第L+12条 公益信託の受託者は各信託事務年度において無利子又は低利の資金の貸付けがあるときは、当該貸付金につき貸付金と同額の資金を借り入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額と、当該貸付金につき当該貸付金に係る利率により計算した利子の額の差額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

- 2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

(無償の役務の提供等に係る費用額)

第L+13条 公益信託の受託者が各信託事務年度において無償により当該公益信託の公益信託事務に必要な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべき

(土地の使用に係る費用額)

第二十七条 公益法人が各事業年度の事業等を行うに当たり、自己の所有する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除して得た額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

- 2 前項の規定を適用した公益法人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎事業年度継続して適用しなければならない。

(融資に係る費用額)

第二十八条 公益法人は各事業年度において無利子又は低利の資金の貸付けがあるときは、当該貸付金につき貸付金と同額の資金を借り入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額と、当該貸付金につき当該貸付金に係る利率により計算した利子の額の差額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

- 2 前項の規定を適用した公益法人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎事業年度継続して適用しなければならない。

(無償の役務の提供等に係る費用額)

第二十九条 公益法人が各事業年度において無償により当該法人の事業等に必要な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきものを除く。以下同じ。）を受けたと

ものを除く。以下同じ。)を受けたときは、必要対価の額(当該役務の提供を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。)を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

- 2 公益信託の受託者が各信託事務年度において当該公益信託の公益信託事務に必要な役務に対して支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。
- 3 前二項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、これらの規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定を適用した公益信託の受託者は、役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該信託事務年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

(公益充実資金に係る調整)

第L+14条 各信託事務年度の公益充実資金の積立額に当該信託事務年度の末日における当該公益充実活動等(将来的特定の事務の処理に限る。)の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該信託事務年度の公益事務実施費用額に算入する。

- 2 当該事業年度の公益充実資金の取崩額(公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取

きは、必要対価の額(当該役務の提供を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。)を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。

- 2 公益法人が各事業年度において当該法人の事業等に必要な役務に対して支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、その事業等の区分に応じ、当該事業年度の費用額に算入することができる。
- 3 前二項の規定を適用した公益法人は、正当な理由がある場合を除き、これらの規定を毎事業年度継続して適用しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定を適用した公益法人は、役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該事業年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

(公益充実資金に係る調整)

第三十条 各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等(将来的特定の活動の実施に限る。)の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。

- 2 当該事業年度の公益充実資金の取崩額(公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取り崩

り崩した額を除く。) を当該信託事務年度の公益事務実施費用額から控除する。

した額を除く。) を当該事業年度の公益実施費用額から控除する。

(特定費用準備資金)

第三十一条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動（公益目的事業に係るもの）を除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。）のうちいずれか少ない額
- 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額
- 2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、前項の適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。
- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
 - 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
 - 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - 五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。
- 4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
- 一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
 - 二 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
 - 三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該資金の額
- 5 前項第三号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立限度額は零とする。

十 その公益信託事務を処理するに当たり、第十七条第二項に規定する使途不特定財産額が同条第一項の制限を超えない見込まれるものであること。

十一 公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬（信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。）及び信託管理人の報酬（同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。）をいう。第十九条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支払基準を定めているものであること。

(関連する費用額の配賦)

第L+15条 公益事務実施費用額と公益信託管理費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、公益信託管理費用額とすることができます。

(公益信託報酬の支払基準に定める事項)

第G条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態【並びに公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項】を定めるものとする。

6 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度においては、当該他の公益法人の当該合併の日の前日における特定費用準備資金の額及び同日における積立限度額は、第一項第二号の特定費用準備資金の額及び積立限度額にそれぞれ加算する。

(関連する費用額の配賦)

第三十二条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する費用額である場合にあっては管理運営費用額とすることができます。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第三条 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五条第十四号に規定する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

十二 その信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産が属しないものであること。ただし、当該信託財産に当該財産が属することによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(他の団体の意思決定に関与することができる財産)

第H条 法第五条第十二号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。【P】

- 一 株式
- 二 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- 三 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利
- 五 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利
- 六 外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

十三 当該公益信託の目的とする公益事務（以

(他の団体の意思決定に関与することができる財産)

第六条 法第五条第十八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 株式
- 二 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- 三 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権（公益社団法人に係るものを除く。）
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利（当該公益法人が単独で又はその持分以上の業務を執行する組合員であるものを除く。）
- 五 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利（当該公益法人が単独の又はその事務の相当の部分を処理する受託者であるものを除く。）
- 六 外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

下この号において「対象公益事務」という。)と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者若しくは対象公益事務と類似の公益目的事業をその目的とする公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めているものであること。

- イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
- ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

(欠格事由)

第九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公益信託は、公益信託認可を受けることができない。

一 その受託者のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ その公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

ロ 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

二 その受託者（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び第四号において同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実について責任を有する受託者又は信託管理人であった者（法人である場合にあっては、取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその業務を行う理事等であつた者）でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及

び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るもの）を除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）の規定（同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係るもの）を除く。）若しくは信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定（第四号において「国税等関係規定」という。）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下このニにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力

団員等」という。)

三 その信託管理人のうちに、当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者があるもの

四 その信託管理人（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等）のうちに、第二号イからニまで（口にあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者があるもの

五 その信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反しているもの

六 暴力団員等がその公益信託事務を支配するもの

（公益信託認可に関する意見聴取）

第十条 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聞くものとする。

一 第八条第一号、第二号及び第七号並びに前

（警察庁長官等からの意見聴取）

第I条 行政庁は、法第十条第三号（法第十二条第六項、第二十二条第七項及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により警察庁長官等の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該意見聴取に係る法人について法第九条各号に該当するか否かの調査（法第十条第一号及び第二号の規定による意見聴取を含む。）を行うものとする。

2 行政庁は、前項の調査の結果、当該公益信託

（警察庁長官等からの意見聴取）

第八条 行政庁は、法第八条第二号（法第十一条第四項、第二十五条第四項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第百四条において準用する場合を含む。）の規定により警察庁長官等の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該意見聴取に係る法人について法第六条各号に該当するか否かの調査（法第八条第一号及び第三号の規定による意見聴取を含む。）を行うものとする。

2 行政庁は、前項の調査の結果、当該法人につい

条第一号イ及び第五号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）当該許認可等を行う行政機関（以下「許認可等行政機関」という。）

二 前条第一号ロに規定する事由国税庁長官、
関係都道府県知事又は関係市町村長（第二十九条第五項第二号及び第三十二条第二号において「国税庁長官等」という。）

三 前条第二号ニ、第四号（同条第二号ニに係る部分に限る。第二十九条第五項第三号及び第三十二条第三号において同じ。）及び第六号に規定する事由行政庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視総監又は道府県警察本部長（同項第三号及び第三十二条第三号において「警察庁長官等」という。）

（公益信託認可の公示）

第十一條 行政庁は、公益信託認可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（公益信託の変更等の認可）

第十二条 公益信託に係る信託の変更（信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。）又は同法第六十二条第一項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者（同法第六十二条第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）若しくは新信託管理人（同法第百二十九条第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同

について法第九条第二号ニ又は第六号に該当する疑いがあると認める場合にあっては、その理由を付して警察庁長官等の意見を聞くものとする。

て法第六条第一号ニ又は第六号に該当する疑いがあると認める場合にあっては、その理由を付して警察庁長官等の意見を聞くものとする。

※最後にまとめて規定

（軽微な変更）

第J条 法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

※第七十一条で規定

（軽微な変更）

第九条 法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

じ。) の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第百五十条第一項の規定による信託の変更、第三十一条第一項若しくは同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

- 一 公益信託の名称の変更
 - 二 受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（受託者である法人が合併又は分割した場合に係る変更を除く。）
 - 三 行政庁が内閣総理大臣である公益信託の公益事務を行う都道府県の区域の変更（信託行為で定めるものに限る。）であって、当該変更後の公益事務を行う区域が二以上の都道府県の区域内であるもの
 - 四 行政庁が都道府県知事である公益信託の公益事務を行う市町村の区域の変更（信託行為で定めるものに限る。）であって、当該変更後の公益事務を行う区域が同一の都道府県の区域内であるもの
 - 五 その他法第七条第二項各号に掲げる事項の変更であって、当該変更後も引き続き公益信
- 一 行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更（定款で定めるものに限る。）又は事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの
 - 二 行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの

- 2 公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる。
- 3 公益信託に係る信託の変更並びに新受託者及び新信託管理人の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更は、第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない

託認可の基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの【P】

六 前五号のほか信託行為において定めた事項の変更（法第四条第二項各号に掲げるものを除く。）



(公益信託の変更の認可の申請)



三 公益目的事業の種類又は内容の変更であつて、次に掲げるもの

イ 事業の一部の廃止

ロ 事業の統合、再編、承継その他の変更であつて、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、公益認定を受けた法第七条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類）の記載事項の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。）を伴わないもの

(変更の認定の申請)

4 第一項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

6 第八条から前条までの規定は、第一項の認可について準用する。

第K条 法第十二条第一項の規定の変更の認可を受けようとする受託者は、公益信託に係る信託の変更（法第七条第二項各号に掲げる事項の変更を含む。以下同じ。）にあっては様式第三号、新受託者又は新信託管理人の選任にあっては様式第三号の二により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、信託の変更に係るもの又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの及び次に掲げる書類（公益信託に係る信託の変更にあっては第二号を除く。）を添付しなければならない。

一 当該信託の変更又は当該選任（新受託者の選任の場合又は他の信託管理人が現に存する場合に限る。）に係る信託管理人の同意があったことを証する書面

二 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第十二条第一項の変更の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い変更がある場合に限る。）を行政庁に提出しなければならない。

第十条 法第十二条第一項の変更の認定を受けようとする公益法人は、様式第二号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第七条第二項各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該変更を決議した理事会の議事録の写し

二 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴う変更である場合には、その契約書の写し

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第十二条第一項の変更の認定を受けた公益法人は、遅滞なく、定款及び登記事項証明書（当該変更の認定に伴い変更がある場合に限る。）を行政庁に提出しなければならない。

4 前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から

三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一 当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第四十六条第一項第二号から第十一号まで及び第五十七条第一項第二号に掲げる書類

二 前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第四十六条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

(他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知)

第十一条 法第十一条第一項の変更の認定の申請を受けた行政庁は、直ちに、当該変更の認定の申請が他の公益法人との合併に伴うものである場合にあっては当該他の公益法人を所管する行政庁、事業の譲渡に伴うものであって当該譲渡を受ける者が公益法人である場合若しくは当該譲渡をする者が公益法人である場合にあっては当該公益法人を所管する行政庁にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた行政庁は、当該通知に係る合併又は事業の譲渡に関し、法第十一条第一項の変更の認定の申請に対する処分をし、又は法第十三条第一項若しくは法第二十四条第一項第一号若しくは第二号の届出を受けたときは、直ちに、その旨を第一項の規定による通知をした行政庁に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知をした行政庁は、同項の通知に係る変更の認定の申請に対する処分をし

(申請書の経由)

第十二条 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の認可をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(公益信託関係事務の引継ぎ)

第K+1条 法第十三条第二項の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認可を受けた公益信託に係る法の規定に基づく事務（以下「公益信託関係事務」という。）について行うものとする。

2 行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁（法第二十二条第四項の認可（新規信託分割に係るもの）を除く。以下この項において同じ。）に際して、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした場合において、同項の認可前の各公益信託（信託の併合にあっては従前の各公益信託をいい、吸収信託分割にあっては分割信託（信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。）及び承継信託（同号に規定する承継信託をいう。）をいう。）を所管する行政庁がそれぞれ異なるときは、それぞれの公益信託を所管する行政庁。次項において同じ。【P】）に通

たときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた行政庁（法第十一条第一項の変更の認定の申請を受けた行政庁を除く。）に通知するものとする。

(公益法人関係事務の引継ぎ)

第十二条 法第十二条第二項（法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認定（法第二十五条第四項において準用する場合にあっては、認可。以下この条において同じ。）を受けた公益法人に係る法の規定に基づく事務（以下「公益法人関係事務」という。）について行うものとする。

2 行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認定の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁（法第二十五条第四項において準用する場合であって、合併により消滅する公益法人が二以上ある場合にあっては、それぞれの公益法人を所管する行政庁。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

(公益信託の変更の届出等)

第十四条 公益信託の受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、**内閣府令**で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

知るものとする。

3 前二項の規定により、変更の認可をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 公益信託関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。

二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

(公益信託の変更の届出等)

第K+2条 法第十四条第一項の規定による届出をしようとする受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更にあっては様式第四号により、同項ただし書に規定する新受託者又は新信託管理人の選任にあっては様式第四号の二により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、信託の変更又は選任に係るもの次の次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定により、変更の認定をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 公益法人関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。

二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

(変更の届出)

第十三条 法第十三条第一項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第三号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第十三条第一項第五号の**内閣府令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 理事等（代表者を除く。）又は会計監査人の氏名若しくは名称

二 法第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準

三 法第六条第四号に規定する許認可等

3 第一項の届出書には、法第七条第二項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付しなければならない。

- 一 信託法第百五十条第一項の規定による信託の変更 その変更を証する書面
- 二 法第三十条第一項若しくは信託法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任又は同法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任その選任を証する書面
- 三 第■条各号に掲げる軽微な信託の変更 信託管理人の同意があったことを証する書面

2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（受託者の辞任の届出等）

第十五条 公益信託の受託者は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 受託者が辞任し、又は解任された場合

二 信託管理人が辞任し、又は解任された場合

2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三節 公益信託事務の処理等

※最後にまとめて規定

（受託者の辞任の届出等）

第K+3条 法第十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者は、様式第五号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、信託行為の定めに従い、辞任又は解任があったことを証する書類を添付しなければならない。

※最後にまとめて規定

※第七十一条で規定

第二章 公益法人の事業活動等

第一節 計算

(公益信託事務の収入及び費用等)

第十六条 公益信託（特定資産公益信託を除く。次項及び次条において同じ。）の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たっては、**内閣府令**で定めるところにより、当該公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金として**内閣府令**で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、**内閣府令**で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。

2 公益信託の受託者は、公益事務割合が基準割合以上となるように公益信託事務を処理しなければならない。

第L－1条 この節及び次節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益信託の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(中期的収支均衡)

第L条 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める期間（以下「中期均衡期間」という。）は五年間とし、同項の規定により公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡（以下「中期的収支均衡」という。）については、この款に定めるところによる。

(年度剩余额等の算定)

第L+1条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の終了後、次項の規定により当該終了した信託事務年度（以下この款において「当該信託事務年度」という。）に生じた年度剩余额又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該信託事務年度に係る暫定残存剩余额又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2 当該信託事務年度に生じた年度剩余额は、第一号に掲げる額（以下この項において「収入額」という。）が第二号に掲げる額（以下この

第一款 総則（第十四条）

第十四条 この節、次節及び第四章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二款 中期的収支均衡

(中期的収支均衡)

第十五条 法第十四条に規定する**内閣府令**で定める期間（以下「中期均衡期間」という。）は五年間とし、同条の規定により、公益法人が公益目的事業を行うに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡（以下「中期的収支均衡」という。）については、この款に定めるところによる。

(年度剩余额等の算定)

第十六条 公益法人は、毎事業年度の終了後、次項の規定により当該終了した事業年度（以下この款において「当該事業年度」という。）に生じた年度剩余额又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該事業年度に係る暫定残存剩余额又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2 当該事業年度に生じた年度剩余额は、第一号に掲げる額（以下この項において「収入額」という。）が第二号に掲げる額（以下この項において

項において「費用額」という。) 以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該信託事務年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができます。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益（一般純資産に係るものに限る。【P】）の額

ロ ロ 当該信託事務年度の公益充実資金（第L+6条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下この条において同じ。）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第M+3条第三項第一号に掲げる財産（以下この条、次条、第L+6条及び第L+14条において「公益目的保有財産」という。）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより

「費用額」という。) 以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該事業年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができます。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ 当該事業年度の公益充実資金（第二十三条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産（以下この条、次条、第十九条、第二十三条及び第三十条において「公益目的保有財産」という。）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）

ハ 収益事業等を行う公益法人にあっては、当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩

又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。)

ロ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額

3 当該信託事務年度において年度剩余额が生じた場合、当該信託事務年度に係る暫定残存剩余额は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存剩余额（当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各信託事務年度に係る残存剩余额をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）当該年度剩余额

二 過年度残存欠損額（当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各事業年度（当該信託事務年度の開始の日前四年以内に開始した信託事務年度に限る。）に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剩余额以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合 当該年度剩余额から当該合計額を控除した額

しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。)

ロ 当該事業年度の公益充実資金の積立額

3 当該事業年度において年度剩余额が生じた場合、当該事業年度に係る暫定残存剩余额は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存剩余额（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存剩余额をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）当該年度剩余额

二 過年度残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度に限るものとし、第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剩余额以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合 当該年度剩余额から当該合計額を控除した額

4 当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合、当該信託事務年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合
(次号及び第三号に掲げる場合を除く。)
当該年度欠損額

二 過年度残存剩余额の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存剩余额の合計額が零を超える場合 当該年度欠損額から当該合計額を控除した額

(残存剩余额の解消)

第L+2条 公益信託の受託者は、当該信託事務年度に係る暫定残存剩余额又は過年度残存剩余额（当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剩余额のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剩余额から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剩余额又は過年度残存剩余额の解消額とすることができる。

一 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部

二 公益信託の受託者が、災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難となる事態として

4 当該事業年度において年度欠損額が生じた場合、当該事業年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合
(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 当該年度欠損額

二 過年度残存剩余额の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零

三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存剩余额の合計額が零を超える場合 当該年度欠損額から当該合計額を控除した額

(残存剩余额の解消)

第十七条 公益法人は、当該事業年度に係る暫定残存剩余额又は過年度残存剩余额（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剩余额のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剩余额から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剩余额又は過年度残存剩余额の解消額とすることができます。

一 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部

二 公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣

内閣総理大臣が定めるものにあって、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足を補うために不可欠なものとして行った借入れ（信託法第二十一条第二項に規定する信託財産責任負担債務とされるものに限る。）に係る元本の返済 その返済に充てた額

三 前各号に掲げるもののほか、当該公益信託の受託者が行う公益信託事務の内容その他の事情を勘案し、当該公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項 その事項に要した額

（残存剰余額等の算定）

第L+3条 当該信託事務年度における当該事業年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

2 当該信託事務年度に係る残存剰余額は、当該信託事務年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

3 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過

が定めるものにあって、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額））を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済 その返済に充てた額

三 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項 その事項に要した額

（残存剰余額等の算定）

第十八条 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定（第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

2 当該事業年度に係る残存剰余額は、当該事業年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

3 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該事業年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存欠損額のうち最

年度残存欠損額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。) とする。

も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。) とする。

(特例算定方法)

第十九条 収益事業等を行う公益法人は、第二号に掲げる額（以下この条において「特例費用額」という。）が第一号に掲げる額（以下この条において「特例収入額」という。）を超えるときは、第十六条第一項の規定により算定すべき額に代えて、次項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定することができる。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額

ハ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分することにより得た額

二 当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額を除く。）

口 当該事業年度の公益充実資金の積立額（その額が当該事業年度の末日における公益充実活動等（第二十三条第一項第一号に規定する公益充実活動等をいう。以下この条において同じ。）ごとに三に掲げる額から[△]に掲げる額を控除した額を当該事業年度開始の日から当該公益充実活動等の実施時期の開始の日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該開始の日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該実施時期の開始の日までの期間の月数）を乗じて得た額の合計額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える場合には、その超える部分を控除した額）

三 当該事業年度の末日における当該公益充実活動等の所要額（第二十三条第一項第二号口に規定する公益充実活動等ごとの所要額をいう。以下この条において同じ。）

△ 当該事業年度の前事業年度の末日における公益充実資金の額を当該末日における積立限度額（第二十三条第一項第二号口に規定する積立限度額をいう。）で除して得た額に当該末日における当該公益充実活動等の所要額を乗じた額（当該事業年度から公益充実資金の目的とされた公益充実活動等にあっては、零）

ハ 当該事業年度における公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額

ニ 過年度特例残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のうちこの項の規定によ

り特例残存欠損額を算定した事業年度に限る。) に係る特例残存欠損額をいう。以下同じ。) の合計額

2 公益法人の当該事業年度に係る特例残存欠損額は、第三号に掲げる額から第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）とする。

一 特例収入額

二 当該事業年度に収益事業等から生じた収益から公益目的事業に繰り入れた額（特例費用額が特例収入額を上回る部分の額を上限とする。）から前項第一号ニの額を控除した額

三 特例費用額

（特例算定における当該事業年度前の残存剩余額の解消等）

第二十条 前条第二項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定した場合には、当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剩余額については、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第二号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「それぞれこれらの号」と、同条第三号中「前各号」とあるのは「前号」と読み替えるものとする。

2 当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る特例残存欠損額は、過年度特例残存欠損額（過年度特例残存欠損額の合計額が当該事業年度に係る特例暫定欠損額を超える場合には、そ

(中期的収支均衡の判定)

第L+4条 第L+3条第一項又は第二項の規定により算定した公益信託の各信託事務年度に係る残存剩余額のうち、当該各信託事務年度の末日から中期均衡期間が経過した信託事務年度に係るもののが零を超えないときは、当該公益信託における中期的収支均衡が図られているものとする。

(公益信託の併合及び分割の場合の措置)

第L+5条 公益信託に係る信託の併合がされた日の属する信託事務年度において、当該公益信託の過年度残存剩余額及び過年度残存欠損額は、従前の各公益信託の過年度残存剩余額及び過年度残存欠損額の合計額とする。【P】

2 公益信託に係る信託の分割がされた日の属する信託事務年度において、信託の分割前の公益信託の過年度残存剩余額又は過年度残存欠損額は、吸収信託分割にあっては分割信託、新規信託分割にあっては従前の公益信託の過年度残存剩余額又は過年度残存欠損額となる。ただし、信託の分割前の公益信託の過年度残存剩余額又は過年度残存欠損額について合理的な根拠があるときはその全部又は一部を吸収信託分割にあっては承継信託、新規信託分割にあっては新たな公益信託の過年度残存剩余額又は過年度残存欠損額とすることができます。【P】

(公益充実資金)

の超える部分の額を過年度特例残存欠損額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度特例残存欠損額から控除することとなる額を除く。)とする。

(中期的収支均衡の判定)

第二十一条 第十八条第一項又は第二項の規定により算定した公益法人の各事業年度に係る残存剩余額のうち、当該各事業年度の末日から中期均衡期間が経過した事業年度に係るもののが零を超えないときは、当該公益法人における中期的収支均衡が図られているものとする。

(合併に係る措置)

第二十二条 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度又は法第二十五条第三項に基づき公益法人の地位を承継する同条第一項に規定する新設法人のその成立の日の属する事業年度においては、当該他の公益法人又は当該新設法人が地位を承継する公益法人の過年度残存剩余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額を、過年度残存剩余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額にそれぞれ加算する。

(公益充実資金)

第L+6条 公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十六条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。
- 二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該信託事務年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。
 - イ 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - ロ 当該信託事務年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
 - ハ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - ニ 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額
 - ホ 前信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

第二十三条 公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十四条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。
- 二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。
 - イ 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - ロ 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
 - ハ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - ニ 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
 - ホ 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

四 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。

五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。

2 公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益信託の受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動に係る資金の額

3 前項第二号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

（公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額）

第M条 法第十七条第一項の公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令

三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

四 当該事業年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。

五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。

2 公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

3 前項第二号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

（公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

第三十三条 法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令

(使途不特定財産額の保有の制限)

第十七条 公益信託の毎信託事務年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益信託の受託者が公益信託事務を翌信託事務年度においても処理するために必要な額として、当該信託事務年度前の信託事務年度において行った公益信託事務の処理に要した費用の額（その保有する信託財産の状況及び公益信託事務の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めることにより算定した額を超えてはならない。

で定めるものの額は、第L+14条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入した額とする。

(使途不特定財産額の保有の上限額)

第M+1条 法第十七条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下「基準額」という。）は、当該信託事務年度の開始の日前五年以内に開始した各信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各信託事務年度のうちその期間が一年でない信託事務年度については、当該控除して得た額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一信託事務年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該信託事務年度又は当該信託事務年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該信託事務年度又は前信託事務年度が一年でない場合には、当該額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

- 一 損益計算書に計上すべき合計費用額
- 二 前号の額のほか、第L+10条第二項の規定により合計費用額に算入することとなった額
- 三 第L+14条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入することとなった額
- 四 第L+9条の規定により、合計費用額から控除することとなった引当金の取崩額

で定めるものの額は、第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

(使途不特定財産額の保有の上限額)

第三十四条 法第十六条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下「基準額」という。）は、当該事業年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各事業年度のうちその期間が一年でない事業年度については、当該控除して得た額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

- 一 損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
- 二 前号の額のほか、第二十六条第二項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額
- 三 第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額
- 四 第二十五条の規定により、公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩額

2 前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益信託の受託者による信託財産の管理の状況又は当該信託財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない信託財産（災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うため必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの（次項において「公益信託事務継続予備財産」という。）を除く。）として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

- 五 第一号の額のうち、第L+10条第一項、第三項又は第四項の規定により公益事務実施費用額に算入しないこととなった額
- 六 第L+14条第二項の規定により公益事務実施費用額から控除することとなった額
- 2 前項ただし書の適用を受ける公益信託の受託者は、当該信託事務年度終了後に作成する第N+1条第一項第七号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。
- 3 第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
(公益信託事務継続予備財産の要件)

第M+2条 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該公益信託の事務内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性が

- 五 第一号の額のうち、第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額
- 六 第三十条第二項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額
- 2 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人は、当該事業年度終了後に作成する第四十六条第一項第六号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。
- 3 第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
(公益目的事業継続予備財産の要件)

第三十五条 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該公益法人の事業内容、資産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。

あること。

- 二 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。
- 三 その合計額が、前号に規定する限度額又は当該信託事務年度の資産の額から当該経理に係る次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

(使途不特定財産額)

第M+3条 法第十七条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

- 2 公益信託の各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該信託事務年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債の額

- 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
- 三 公益信託事務継続予備財産の額

- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益信託の当該信託事務年度の末日における信託財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（【内閣府令・法務省令（P）】に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に

二 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。

三 その合計額が、前号に規定する限度額又は当該事業年度の公益目的事業に係る経理における資産の額から当該経理に係る次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（当該公益法人が法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるときは、当該事業年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額）のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

(使途不特定財産額)

第三十六条 法第十六条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

- 2 公益法人の各事業年度の使途不特定財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

- 一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額
- 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
- 三 公益目的事業継続予備財産の額

- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社

係る支出に充てるために保有する資金を除く。) であるものをいう。

一 繼続して公益信託事務の実施に供する信託財産

二 公益充実資金

三 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

団・財団法人法施行規則」という。) 第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。) に係る支出に充てるために保有する資金を除く。) であるものをいう。

一 繼続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産（法第十八条に規定する公益目的事業財産をいう。以下同じ。）

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に継続して使用する財産（以下「法人活動保有財産」という。）

三 公益充実資金

四 法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該法人活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。以下「資産取得資金」という。）

五 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

4 資産取得資金については、第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「資産取得資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五

号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

4 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

一 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

イ 広く一般に募集されたものである旨

ロ 募集の期間

ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ 募集の方法

ホ 募集に係る財産の使途として定めた内容

ヘ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

二 前号以外の場合 次に掲げる事項

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方

5 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

一 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

イ 広く一般に募集されたものである旨

ロ 募集の期間

ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ 募集の方法

ホ 募集に係る財産の使途として定めた内容

ヘ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

二 前号以外の場合 次に掲げる事項

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共

公共団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称)

ロ 当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）

ハ 受け入れた財産の額の合計額

ニ 当該財産を交付した者の定めた使途の内容

ホ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

5 指定寄附資金は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

二 他の資金と明確に区分して管理されていること。

三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

6 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

団体又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称)

ロ 当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）

ハ 受け入れた財産の額の合計額

ニ 当該財産を交付した者の定めた使途の内容

ホ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

6 指定寄附資金については、第三十一条第三項（第四号及び第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあるのは、「指定寄附資金」と読み替えるものとする。

7 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

<p>3 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の末日において公益信託事務継続予備財産を保有している場合には、翌信託事務年度開始後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託事務継続予備財産を保有する理由及びその額その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額</p> <p>イ 負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額</p> <p>ロ 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができます。</p> <p>一 負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額</p> <p>二 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額</p> <p>（公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等）</p> <p>第M+4条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第M+2条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。</p>	<p>二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額</p> <p>イ 負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額</p> <p>ロ 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができます。</p> <p>一 負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額</p> <p>二 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額</p> <p>（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）</p> <p>第三十七条 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。</p>
---	---	---

(寄附の募集に関する禁止行為)

第十八条 公益信託の受託者又は信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求すること。
- 三 寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為をすること。

(公益信託報酬)

第十九条 公益信託報酬は、第八条第十一号に規定する支払基準に従って支払われなければならない。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

- 2 法第十七条第三項の規定により公表する公益信託事務継続予備財産を保有する理由は、第M+2条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。
- 3 法第十七条第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 法第十六条第三項の規定により公表する公益目的事業継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。
- 3 法第十六条第三項に規定する公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

(事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

き書類) 【P】

第二十条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所（当該受託者が法人である場合にあっては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

2 公益信託の受託者は、毎信託事務年度経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、五年間、当該書類を前項に規定する住所に備え置かなければならない。

- 一 信託財産に係る財産目録
- 二 受託者等名簿（受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載した名簿をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）
- 三 第八条第十一号に規定する支払基準を記載した書類

第N条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類とする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 四 当該信託事務年度開始の日における法第七条第二項第四号に掲げる事項を記載した書類

第四十五条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 四 当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類) 【P】

第N+1条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類に限る。次項において同じ。）とする。

一 次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類

(事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)

第四十六条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十三号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二 次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類

イ 社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況

ロ 評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況

ハ 理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由

ニ 会計監査人の有無及び設置している場合にあってはその氏名又は名称

ホ 職員の数その他の状況

ヘ 社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等

ト 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況

チ 事業・組織の体系（複数の事業又は組織がある場合に限る。）

二 次に掲げる公益信託事務に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額
ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

ニ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第H条で定める財産についての保有の有無

ホ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ヘ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

三 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

四 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六 公益充実資金について第C + 6条第一項第六号に掲げる事項を記載した書類

七 公益信託事務継続予備財産について第F + 1条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

三 次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額
ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

ニ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第六条で定める財産についての保有の有無

ホ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ヘ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

四 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五 公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

七 公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類

八 公益目的事業継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

九 特定費用準備資金について第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類

十 資産取得資金について第三十六条第四項にお

八 指定寄附資金について第F + 3条第四項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類

- 2 前項各号に掲げる書類は、公益信託認可を受けた後遅滞なく法第二十条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。
- 3 第一項第二号ホ及びヘに掲げる事項並びに第三号から第八号までに掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第一項第二号ホ及びヘに掲げる事項に限る。）については、信託法第三十七条第二項に規定する書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。

(収支予算書及び財産目録)

第N + 2条 法第二十条第一項の規定により作成すべき収支予算書及び同条第二項の規定により作成すべき財産目録については、次条から第N + 5条までに定めるところによる。

(収支予算書の区分) 【P】

第N + 3条 第N条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

いて読み替えて準用する第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

十一 指定寄附資金について第三十六条第五項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類

- 2 前項各号に掲げる書類は、公益認定を受けた後遅滞なく法第二十一条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。
- 3 第一項第三号ホに掲げる事項及び第四号から第十一号までに掲げる書類については、一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。

(収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書)

第四十七条 法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第五十一条までに定めるところによる。

(収支予算書の区分)

第四十八条 第四十五条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

2 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。

3 収支予算書の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならぬ。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

2 事業費に係る区分には、次に掲げる項目を設けなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分することができる。

- 一 公益目的事業に係る事業費
- 二 収益事業等に係る事業費

3 第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる区分については、公益目的事業に係る額を明らかにしなければならない。

4 第一項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。

5 収支予算書の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。

6 公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。ただし、法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が作成する収支予算書及び当該損益計算書については、第一項、第四項及び第五項の規定の例による。この場合において、第一

(財産目録の区分) 【P】

第N+4条 法第二十条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。

4 公益信託の受託者が信託法第三十七条第二項の規定により作成する貸借対照表については、第一項から前項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、特定資産公益信託に係るものを除き、次に掲げる項目に区分するものとする。

項中「各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、」とあるのは、「各区分は、」とする。

(財産目録の区分)

第四十九条 法第二十一条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適當な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適當な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については第四十条の方法により表示しなければならない。

4 資産の部の各項目は、第四十二条第一項に規定する各経理単位の内訳を表示しなければならない。

5 公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、第一項から第三項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一 基金

一 指定純資産

二 一般純資産

5 貸借対照表において、第一項から前項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

二 指定純資産

三 一般純資産

6 貸借対照表において、第一項から第四項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

(キャッシュ・フロー計算書の区分)

第五十条 第四十六条第一項第一号のキャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

一 事業活動によるキャッシュ・フロー

二 投資活動によるキャッシュ・フロー

三 財務活動によるキャッシュ・フロー

四 現金及び現金同等物の増加額又は減少額

五 現金及び現金同等物の期首残高

六 現金及び現金同等物の期末残高

2 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法により表示しなければならない。

3 現金及び現金同等物に係る換算差額が発生した場合は、第一項各号に掲げる区分とは別に、表示するものとする。

4 キャッシュ・フロー計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなけ

(備置き等すべき財産目録) 【P】

第N+5条 法第二十条第二項第一号に掲げる財産目録は、信託管理人（信託管理人が二人以上の場合であって、信託行為に別段の定めがないときは、全ての信託管理人。次項、第N+8条及び第N+9条において同じ。）の承認を受けなければならない。

ればならない。

(備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書)

第五十一条 法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第四十六条第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第百二十七条の規定（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 一般社団・財団法人法第百二十四条から第百二十七条まで（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び一般社団・財団法人法施行規則第三十五条から第四十八条までの規定（これらの規定を一般社団・財団法人法施行規則第六十四条において準用する場合を含む。）は、公益法人が前項の財産目録及びキャッシュ・フロー計算書に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

(【区分経理】の方法) 【P】

第N+6条 公益信託の受託者が、複数の公益事務を行う場合は、損益計算書について各公益事務ごとの内訳を表示しなければならない。ただし、各事務ごとに配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる。

(電磁的記録) 【P】

第N+7条 法第二十条第三項の内閣府令で定めるものは、公益信託の受託者の使用に係る電子

(電磁的記録)

3 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

第五十二条 法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。次項第二号及び第四十七条第二号において同じ。) をもって作成することができる。

計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

4 何人も、公益信託の受託者の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、信託行為の内容を証する書面並びに信託法第三十七条第一項及び第二項に規定する書類（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益信託の受託者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
【P】

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示した

(事業報告への記載事項)

第五十三条 法第二十一条第四項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各事業年度における公益目的事業の実施状況
- 二 当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組（一般社団・財団法人法施行規則第三十四条第二項第二号に掲げるものを含む。）

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条 法第二十一条第五項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法と

ものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、受託者等名簿について当該公益信託の信託管理人以外の者から同項の請求があった場合には、これに記載され、又は記録された事項中、個人（受託者であるものを除く。次条第二項において同じ。）の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、前項各号の閲覧をさせることができる。

（財産目録等の提出等）

第二十一条 公益信託の受託者は、財産目録等（信託行為の内容を証する書面を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあっては毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあっては毎信託事務年度の経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、同条第二項各号に掲げる書類を当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、**内閣府令**で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

法とする。

する。

（事業計画書等の提出）【P】

第N+9条 法第二十二条第一項の規定による法第二十条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第六号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

（事業計画書等の提出）

第五十六条 法第二十二条第一項の規定による法第二十二条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第四号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

（事業報告等の提出）【P】

第N+10条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この条において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第九条第一号ロに該当しないことが確認できる場合であって、

（事業報告等の提出）

第五十七条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十二条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当

行政庁が不要と認めるときには、同号口に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一 第B条第三項第九号【法第7条第3項第6号関係】に掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類

2 行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等（受託者等名簿にあっては、当該受託者等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。

第四節 公益信託の併合等 (公益信託の併合等の認可)

第二十二条 公益信託に係る信託の併合又は信託

しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については、財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

2 公益認定を受けた日の属する事業年度に係る前項に規定する書類のうち、一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等については、当該事業年度の開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間と公益認定を受けた日から当該事業年度の末日までの期間とに分けて作成するものとする。

※第七十二条で規定

- 一 財産目録
- 二 キャッシュ・フロー計算書

第三節 合併の届出等の手続

の分割（第四項及び第五項において「公益信託の併合等」という。）をするときは、当該公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。

- 2 公益信託においては、信託の併合は、従前の各公益信託の目的が類似する場合に限り、することができる。
- 3 公益信託においては、吸收信託分割にあっては分割信託（信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。）及び承継信託（同号に規定する承継信託をいう。）の目的が類似する場合に限り、新規信託分割にあっては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の目的が類似する場合に限り、することができる。
- 4 公益信託の併合等は、第一項の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第一項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、公益信託の併合等に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。
- 6 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（公益信託の併合等の認可の申請）

第〇条 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けようとする受託者は、公益信託の併合にあっては様式第八号により、吸收信託分割にあっては様式第八号の二及び様式第八号の三により、新規信託分割にあっては様式第八号の四及び様式第八号の五により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、信託の併合にあっては併合後の、吸收信託分割にあっては法第二十二条第三項に規定する分割信託及び承継信託の、新規信託分割にあっては同項に規定する新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の法第七条第三項各号に

（合併等の届出）

第五十九条 法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする公益法人は、様式第六号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

掲げる書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二条第一項に規定する公益信託の併合等に係る信託管理人の同意があったことを証する書面

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく併合又は分割後の信託行為を行政庁に提出しなければならない。

7 第八条から第十一条までの規定は、第一項の認可について準用する。

一 法第二十四条第一項第一号に掲げる合併 合併契約書の写し及び当該合併を決議した理事会の議事録の写し

二 法第二十四条第一項第二号に掲げる事業の譲渡 譲渡契約書の写し及び当該譲渡を決議した理事会の議事録の写し

三 法第二十四条第一項第三号に掲げる公益目的事業の全部の廃止 当該廃止を決議した理事会の議事録の写し

3 法第二十四条第一項第一号の規定による届出をし、当該届出に係る合併により存続する公益法人は、当該合併により法第十三条第一項各号に掲げる変更があるときは、遅滞なく、当該変更があつた旨を記載した書類及び当該変更に係る法第七条第二項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

4 前項の公益法人は、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の認可)

第六十条 法第二十五条第一項の認可を受けようとする公益法人は、様式第七号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第二十五条第四項におい

て準用する法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 新設合併により消滅する公益法人の当該合併を決議した理事会の議事録の写し
- 二 新設合併により消滅する公益法人に係る第七条第三項第六号に掲げる書類
- 三 新設法人に係る第七条第三項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書類
- 3 法第二十五条第一項の認可を受けて設立した公益法人は、その成立後遅滞なく、定款及び登記事項証明書を行政庁に提出しなければならない。
- 4 前項の公益法人は、その成立の日から起算して三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知)

第六十一条 法第二十五条第一項の認可の申請を受けた行政庁は、当該認可の申請が他の公益法人との合併に伴うものである場合には、直ちに、当該他の公益法人を所管する行政庁に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた行政庁は、当該通知に係る合併に関し、法第二十四条第一項第一号の届出を受けたときは、直ちに、その旨を前項の規定による通知をした行政庁に通知するものとする。
- 3 第一項の規定による通知をした行政庁は、同項

の通知に係る認可の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた行政庁に通知するものとする。

(公益信託の終了事由等)

第二十三条 公益信託は、信託法第百六十三条の規定によるほか、第三十条第一項又は第二項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する。

2 公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。

(公益信託の継続)

第二十四条 信託法第百六十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定により公益信託が終了した場合には、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を変更することによって、公益信託を継続することができる。

2 前項の規定により公益信託の目的を変更する場合には、受託者は、次条第一項の規定による届出の日から三月以内に、当該変更について第十二条第一項の認可を受けなければならない。

3 委託者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者」とあるのは、「受託者」とする。

(信託の終了の届出等)

第二十五条 公益信託が終了した場合（信託法第百六十三条第五号に掲げる事由によって終了し

(信託の終了の届出等)

第P条 法第二十五条第一項の届出をしようとする公益信託の受託者（信託法第百六十三条第七

た場合及び第三十条第一項又は第二項の規定による公益信託認可の取消しによって終了した場合を除く。)には、その受託者(同法第百六十三条第七号に掲げる事由によって公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(清算の届出等)

第二十六条 公益信託の清算受託者(信託法第百七十七条に規定する清算受託者をいう。次項及び第四十九条において同じ。)は、当該公益信託の終了の日から三月を経過したときは、遅滞なく、残余財産の給付の見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。

号に掲げる事由によって公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人)は、様式第九号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

※最後にまとめて規定

(清算の届出等)

第P+1条 法第二十六条第一項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該残余財産の給付を受ける法人が法第八条第十三号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類を添付しなければならない。

(解散の届出等)

第六十二条 法第二十六条第一項から第三項までの届出をしようとする公益法人は、次項各号に掲げる届出の区分に応じ、様式第八号から第十号までにより作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第二十六条第一項の届出 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

二 法第二十六条第二項の届出 当該残余財産の引渡しを受ける法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

三 法第二十六条第三項の届出 清算の終了の登記をしたことを証する登記事項証明書及び一般

2 清算受託者は、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(残余財産の帰属)

第二十七条 公益信託の信託行為における第四条第二項第三号の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、信託法第百八十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、残余財産は、国庫（都道府県知事が行政庁である場合にあっては、当該都道府県）に帰属する。

第五節 公益信託の監督

(報告徴収及び立入検査)

第二十八条 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、**内閣府令**で定めるところにより、受託者に対し、その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に

3 法第二十六条第二項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十一号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、当該公益信託に係る最終計算書及び信託法第百八十四条第一項に規定する承認があつたことを証する書類を添付しなければならない。

※最後にまとめて規定

社団・財団法人法第二百四十条第一項に規定する決算報告

※第七十一条で規定

第三章 報告及び検査

(報告)

第Q条 公益信託の受託者は、行政庁から法第二十八条第一項の規定により報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

第六十三条 公益法人は、行政庁から法第二十七条第一項の規定により報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に
関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該
受託者の住所若しくは事務所に立ち入り、その
公益信託事務及び信託財産に属する財産の状況
若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、
若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が
あったときは、これを提示しなければならな
い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはなら
ない。

(勧告、命令等)

第二十九条 行政庁は、公益信託について、次条
第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足り
る相当な理由がある場合には、当該公益信託の
受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をと
るべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府
令で定めるところにより、その勧告の内容を公
表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた受託者が、
正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとら
なかつたときは、当該受託者に対し、その勧告
に係る措置をとるべきことを命ずることができ

2 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報告
書の様式及び提出期限その他必要な事項を明示
するものとする。

2 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報
告書の様式及び提出期限その他必要な事項を
明示するものとする。

(職員の身分証明書の様式)

第六十四条 法第二十七条第二項の証明書は、様式
第十一号によるものとする。

※最後にまとめて規定

※第七十二条で規定

る。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聞くことができる。

一 第八条第一号、第二号若しくは第七号、第九条第一号イ若しくは第五号又は次条第二項第四号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関

二 第九条第一号ロに規定する事由 国税庁長官等

三 第九条第二号ニ、第四号又は第六号に規定する事由 警察庁長官等

（公益信託認可の取消し）

第三十条 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならない。

一 偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けた場合

二 第九条第六号に該当するに至った場合

三 受託者が、正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わない場合

※最後にまとめて規定

※第七十一条で規定

2 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができる。

一 第八条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなった場合

二 第九条第一号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合

三 第十四条第一項、第十五条第一項又は第三節の規定に違反した場合

四 前三号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反した場合

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益信託認可の取消しをしようとする場合について準用する。

4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益信託認可を取り消したときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任）

第三十一条 裁判所は、前条第一項又は第二項の規定により公益信託認可が取り消されたことにより公益信託が終了した場合には、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者（信託法第二十一条第二項第四号に規定する信託債権者をいう。）その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 信託法第百七十三条第二項から第六項までの

※最後にまとめて規定

※第七十一条で規定

規定は、前項の規定による新受託者の選任について準用する。

(行政庁への意見)

第三十二条 次の各号に掲げる者は、公益信託について当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 許認可等行政機関 第八条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる基準に適合しない事由又は第九条第一号イ若しくは第五号若しくは第三十条第二項第四号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）

二 国税庁長官等 第九条第一号ロに規定する事由

三 警察庁長官等 第九条第二号ニ、第四号又は第六号に規定する事由

第六節 信託法の適用関係

第三十三条 信託法第二十九条第二項ただし書、第三十一条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項ただし書、第三十二条第三項ただし書、第三十五条第四項、第三十七条第三項ただし書、第四十七条第五項ただし書、第四十八条第三項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第一項ただし書、第六十条第一項ただし書、第百二十五条第一項ただし書、第百四十七条、第百八十三条第六項並びに第二百二十二条第五項ただし書の規定は、公益信託については、適用しない。第一節 公益認定等委員会

- 2 公益信託においては、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。
- 3 前章及びこの章に定めるもののほか、公益信託に関する信託法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三章 公益認定等委員会等への諮問等

第一節 公益認定等委員会への諮問等 (委員会への諮問)

第三十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第十条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）
- 二 第二十九条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消し（以下この節において「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

- イ 公益信託が第三十条第一項第二号又は第二項第二号に該当するものである場合
 - ロ 第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定による届出又は第二十一条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかつたことを理由として監督処分等をしようとする場合
 - ハ 第三十七条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合
- 2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
- 一 第八条第五号から第七号まで、第十二号ただし書及び第十三号ト、第三十八条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第四条第二項第四号、第七条第二項並びに第三項第四号及び第六号、第八条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項及び第五項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条から第十八条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十二条第五項及び第六項、第二十八条第一項並びに次条第一項及び第三十七条第二項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
 - 二 第四十三条の規定による要求を行おうとする場合
 - 3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処

分、第二十九条第三項の規定による命令又は第三十条第一項（第二号を除く。）若しくは第二項（第二号を除く。）の規定による公益信託認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 審査請求が不適法であるとして却下する場合
 - 二 公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合
 - 三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合
- （答申の公表等）

第三十五条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による送付等）

第三十六条 内閣総理大臣は、第十四条第一項、第十五条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る書類の写し又は第二十一条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第三十二条の規定により許認可等行政機関が述べた意見（公益信託が第九条第一号イ又は第五号に該当するものである旨

※最後にまとめて規定

※第七十二条で規定

の意見を除く。) を委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合において、委員会に諮問しないで当該各号に定める措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 第三十四条各項の規定のただし書の規定により次に掲げる措置について委員会が諮問を要しないものと認めた場合 当該措置

イ 公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可の申請に対する処分

ロ 監督処分等

ハ 第三十四条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃

ニ 第三十四条第三項に規定する審査請求に対する裁決

ホ 第四十三条の規定による要求

二 公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合 前号イに規定する処分

三 第三十四条第一項第二号イ又はロに掲げる場合 監督処分等

四 第三十四条第三項第二号又は第三号に掲げる場合 第一号ニに規定する裁決

(委員会による勧告等)

第三十七条 委員会は、内閣総理大臣が第二十九条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消しその他の措置をとる必要があると認めるときは、その旨を内閣

総理大臣に勧告をすることができる。

- 2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二節 都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等

(行政庁が都道府県知事である場合についての準用)

第三十八条 第三十四条第一項及び第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第二項及び第三項（第一号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。）並びに前条の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第三十四条第一項本文を除く。）中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、第三十四条第一項中「公益認定等委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書及び同条第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

(都道府県知事による通知等)

第三十九条 都道府県知事は、第四十三条の規定による要求が当該都道府県知事に対して行われた場合には、その旨を前条において読み替えて準用する第三十四条第一項に規定する合議制の

※最後にまとめて規定

※第七十二条で規定

機関に通知しなければならない。

第四章 雜則

(協力依頼)

第四十条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報の提供)

第四十一条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益事務の実施の状況、公益信託に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益信託に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(権限の委任等)

第四十二条 内閣総理大臣は、第二十八条第一項の規定による権限（第三十五条第一項の答申又は第三十七条第一項の勧告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十八条第一項の規定による権限（第三十八条において準用する第三十五条第一項の答申又は第三十八条において準用する第三十七条第一項の勧告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するもの）を委員会に委任する。

るものを除く。) の行使については、第二十八条第一項中「行政府」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

(是正の要求の方式)

第四十三条 内閣総理大臣は、都道府県知事のこの法律及びこれに基づく命令の規定による事務の管理及び執行に関して法令の規定に違反しているものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、公益信託認可の審査その他の当該事務の管理及び執行に関し地域間に著しい不均衡があることにより公益事務の適正な実施に支障が生じていることが明らかであるとして地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講すべき措置の内容を示して行うものとする。

(命令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他必要な事項は、命令で定める。

第五章 罰則

第四十五条 偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、公益信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いたとき。
- 二 第五条第二項の規定に違反して、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用したとき。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項、第十二条第四項若しくは第二十二条第五項の申請書又は第七条第三項、第十二条第五項若しくは第二十二条第六項の書類に虚偽の記載をして提出したとき
- 二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用が

ある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした受託者（受託者であった者を含む。）、信託財産管理者（信託法第三章第五節第四款の信託財産管理者をいう。）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人（信託法第七十四条第二項に規定する信託財産法人管理人をいう。）、清算受託者又は破産管財人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 第十四条第一項、第十五条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十一条第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。
- 三 第二十八条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

閣府令第二十二号)

(事務局に置く課等)

第一条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 局務の総合調整に関すること。
- 三 委員会の人事に関すること。
- 四 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。
- 五 委員会所属の物品の管理に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 八 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問並びに内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、局務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（審査監督官の職務）

第三条 審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

（企画官）

第四条 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

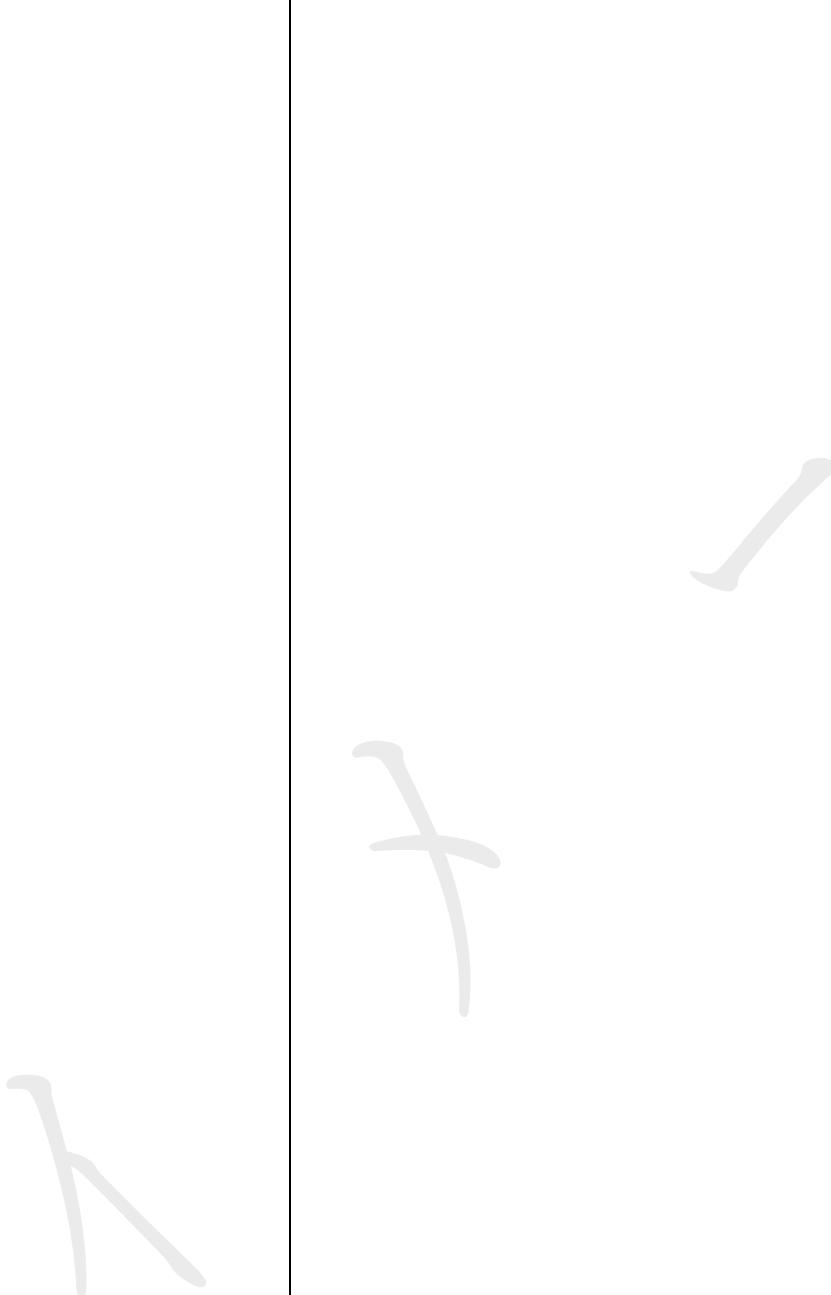
この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

（事務局に置く課等）

第一条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 
- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関するこ
と。
 - 二 局務の総合調整に関するこ
と。
 - 三 委員会の人事に関するこ
と。
 - 四 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に
関するこ
と。
 - 五 委員会所属の物品の管理に関するこ
と。
 - 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に
関するこ
と。
 - 七 委員会の保有する情報の公開に関するこ
と。
 - 八 委員会の保有する個人情報の保護に関するこ
と。
 - 九 広報に関するこ
と。
 - 十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に
関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に
関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これら
を「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内
閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認
定法等の規定に基づく報告の徵収、検査又は質
問並びに内閣総理大臣への勧告に関するこ
と（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、局務で他の所
掌に属しないものに関するこ
と。

(審査監督官の職務)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十二条及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の公益信託に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、附則第四条に定める場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公益信託について適用する。

2 この法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（以下この項並びに附則第四条第三項及び第八条第二項において「旧公益信託法」という。）第一条に規定する公益信託で施行日前に旧公益信託法第二条第一項の許可（次条におい

第三条 審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徵収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

（企画官）

第四条 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

て「旧公益信託許可」という。) を受けてその効力が生じたもの(附則第四条第一項、第五条第一項及び第二十一条において「旧法公益信託」という。)については、施行日から起算して二年を経過する日までの間(附則第四条第一項及び第二項並びに第十七条第一項において「移行期間」という。)は、なお従前の例による。

(旧公益信託許可の申請に係る経過措置)

第三条 施行日前に旧公益信託許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、施行日に、却下されたものとみなす。

(旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行)

第四条 旧法公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号。以下「信託法整備法」という。)第二条の規定によりなお従前の例によることとされた信託法整備法第一条の規定による改正前の信託法(大正十一年法律第六十二号。第三項及び附則第八条第二項において「旧信託法」という。)第六十六条に規定する公益信託(以下この項において「旧信託法公益信託」という。)は、移行期間内において、新法第三条に規定する行政庁(以下「行政庁」という。)の認可(以下「移行認可」という。)を受けた場合には、新法第七条第一項に規定する公益信託認可(附則第十二条において「公益信託認可」という。)を受けたものとして新法の規定による公益信託となることができる。この場合において、移行期間内に当該移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法公益信託(以下「旧

「公益信託」という。)は、移行期間が満了する日に終了するものとする。

2 旧公益信託が移行期間内に移行認可の申請をした場合で移行期間内に当該申請に対する処分がされていないときにおける当該旧公益信託の附則第二条第二項及び前項の移行期間は、施行日からその処分がされる日までの間とする。

3 第一項の規定により新法の規定による公益信託となった旧公益信託については、新法の規定(罰則を除く。)は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧公益信託法及び信託法整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧信託法の規定によって生じた効力を妨げない。

(旧公益信託の清算に関する経過措置)

第五条 旧法公益信託が前条第一項後段の規定により終了した場合における清算については、なお従前の例による。

2 前項及び信託法整備法第二条の規定にかかわらず、前条第一項後段の規定により終了した旧公益信託については、その信託行為の定めるところにより残余財産の帰属が定まらないときは、新法第二十七条の規定を適用する。

(移行認可の申請)

第六条 移行認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、旧公益信託の受託者が新法第七条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(移行認可の申請)

第R条 附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をしようとする受託者は、様式第十二号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 新法第七条第三項第二号から第六号までに掲げる書類
- 二 附則第九条第二項の規定による信託の変更の内容を証する書類
- 三 その他移行認可に関し必要なものとして内閣府令で定める書類

- 2 附則第六条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 附則第六条第二項の書類について附則第九条第二項に規定する合意があったことを証する書面
 - 二 附則第六条第一項の移行認可の申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務年度の事業報告、財産目録及び収支決算書
 - 三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類
- 3 旧公益信託の受託者が前項第二号に規定する信託事務年度の末日から起算して三月以内に附則第六条第一項の移行認可の申請をする場合において当該信託事務年度に係る事業報告、財産目録及び収支決算書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「前信託事務年度の」とあるのは、「前信託事務年度の前信託事務年度」とする。

(移行認可の基準)

第七条 行政庁は、移行認可の申請に係る旧公益信託が新法第八条の基準に適合すると認めるとときは、移行認可をするものとする。

(移行認可の欠格事由)

第八条 新法第九条（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）の規定は、移行認可について準用する。

2 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧公益信託法第三条に規定する主務官庁又は信託法整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧信託法第六十七条に規定する主務官庁（次条第五項並びに附則第十条第二項及び第十一条において「旧主務官庁」という。）の監督上の命令に違反している旧公益信託は、移行認可を受けることができない。

（移行認可の申請のためにする信託の変更等）

第九条 移行認可の申請に係る旧公益信託の信託行為においては、当該旧公益信託に係る信託の変更により、公益事務を行うことのみを目的とする旨及び新法第四条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

2 前項の信託の変更その他移行認可の申請に關し必要な旧公益信託に係る信託の変更は、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人の合意によつてしなければならない。

3 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及び信託管理人」とする。

4 第二項の信託の変更は、移行認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 旧公益信託を附則第七条の基準に適合するものとするために必要な信託の変更その他移行認可の申請のため必要な信託の変更は、旧主務官庁の許可を要しない。

（移行認可に関する意見聴取）

第十条 新法第十条の規定は、移行認可について準用する。

2 行政庁は、移行認可をしようとするときは、附則第八条第一項において準用する新法第九条第五号及び附則第八条第二項に規定する事由の有無について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

(旧主務官庁への通知)

第十一條 行政庁は、附則第六条第一項の申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

(旧公益信託の公益信託への移行)

第十二条 移行認可を受けた旧公益信託については、移行認可を公益信託認可とみなして、移行認可があった日以後、新法の規定を適用する。

(委員会への諮問)

第十三条 内閣総理大臣は、移行認可の申請に対する処分をしようとする場合（旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当するものである場合及び附則第八条第二項に規定するものである場合並びに行政手続法第七条の規定に基づき当該移行認可を拒否する場合を除く。）には、附則第十条第一項において準用する新法第十条の規定による同条第一号に規定する許認可等行政機関の意見（附則第八条第一項において準用する新法第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、新法第三十四条第一項に規定する委

員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 2 内閣総理大臣は、附則第十六条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに附則第六条第一項及び第二項第三号並びに次条（附則第十六条において準用する場合を含む。）において準用する新法第三十五条第一項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項に規定する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 審査請求が不適法であるとして却下する場合
- 二 審査請求をした旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号のいずれかに該当するものである場合又は附則第八条第二項に規定するものである場合

（答申の公表等）

第十四条 新法第三十五条の規定は、前条の規定による諮問に対する答申について準用する。

（内閣総理大臣による通知）

第十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合において、委員会に諮問しないで当該各号に

定める措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 附則第十三条各項の規定のただし書の規定により次に掲げる措置について委員会が諮問を要しないものと認めた場合 当該措置

イ 移行認可の申請に対する処分

ロ 附則第十三条第二項の政令の制定又は改廃の立案及び同項の内閣府令の制定又は改廃

ハ 附則第十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決

二 旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当するものである場合又は附則第八条第二項に規定するものである場合 前号イに規定する処分

三 附則第十三条第三項第二号に掲げる場合第一号ハに規定する裁決

（行政庁が都道府県知事である場合についての準用）

第十六条 附則第十三条第一項及び第三項並びに第十四条並びに前条（第一号（ロに係る部分に限る。）を除く。以下この条において同じ。）の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、附則第十三条第一項中「新法第三十四条第一項に規定する委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書、同条第三項及び前条中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、附則第

十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

(名称又は商号の使用制限に関する経過措置)

第十七条 旧公益信託については、新法第五条第一項及び第二項の規定は、その移行期間（附則第四条第二項に規定する旧公益信託にあっては、同項に規定する期間）においては、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現にその名称又は商号中に公益信託という文字を用いている者については、新法第五条第一項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(罰則)

第十八条 偽りその他不正の手段により移行認可を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 附則第六条第一項の申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用が

ある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及び附則第二条 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法公益信託に関し施行日以後にした行為に対する過料については、なお従前の例による。

(準備行為)

第二十二条 内閣総理大臣は、施行日前においても、新法第三十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は附則第十三条第二項の規定の例により、これらの規定に規定する政令又は内閣府令の制定の立案又は制定に関し、委員会に諮問をすることができる。

2 委員会は、施行日前においても、前項の諮問に対する答申をし、新法第三十五条第一項（附則第十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、その内容を公表することができる。この場合において、当該答申の内容の公表は、施行日以後は、新法第三十五条第一項の規定による答申の内容の公表とみなす。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（過料に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表（第二条関係）

一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務

- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事務
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事務
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事務
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- 十四 男女共同参画社会の形成その他より良い社会の形成の推進を目的とする事務
- 十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整

備を目的とする事務

十七 國土の利用、整備又は保全を目的とする事務

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事務

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務

二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

(公示の方法)

第S条 法第十一条（法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十五条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第二十九条第四項、第三十条第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公表の方法)

第S+1条 法第二十一条第二項、第二十九条第二項、第三十五条第一項（第三十八条並びに附則第十四条及び第十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の公表は、イン

(公示の方法)

第七十一条 法第十条（法第十一条第四項及び第二十五条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第四項、第二十八条第四項及び第二十九条第四項（整備法第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公表の方法)

第七十二条 法第二十二条第二項、第二十八条第二項、第四十四条第一項（法第五十二条並びに整備法第一百三十四条及び第一百三十九条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第二項（法第五十四条において準用する場合を含む。）の公表

ターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
(移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例)
- 2 整備法第百六条第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第四十一条各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四条の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第四十一条の規定による財産とする。
 - 一 公益目的事業の用に供する財産
 - 二 前号に掲げる財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
 - 三 前号に掲げるもののほか、公益目的事業に充てるために保有する資金
- 3 前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第四十一条第四号の規定の適用については、同号中「前各号」とあるのは、「前各号及び附則第二項各号」とする。
(共用財産)
- 4 附則第二項第一号の規定による財産で公益目的事業以外の用にも供するもの（以下「共用財産」という。）については、当該共用財産の公益目的

事業の用に供する割合に応じて、附則第二項及び第三項の規定を適用する。

5 附則第二項第二号の規定による資金のうち、将来において当該資金により取得し、かつ、当該資金の目的の用に供する財産が共用財産であると見込まれるものについては、当該資金を共用財産とみなす。

6 附則第四項に規定する割合は、整備法第四十四条の認定の申請において配賦された公益実施費用額の当該共用財産に係る費用額に対する割合（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。

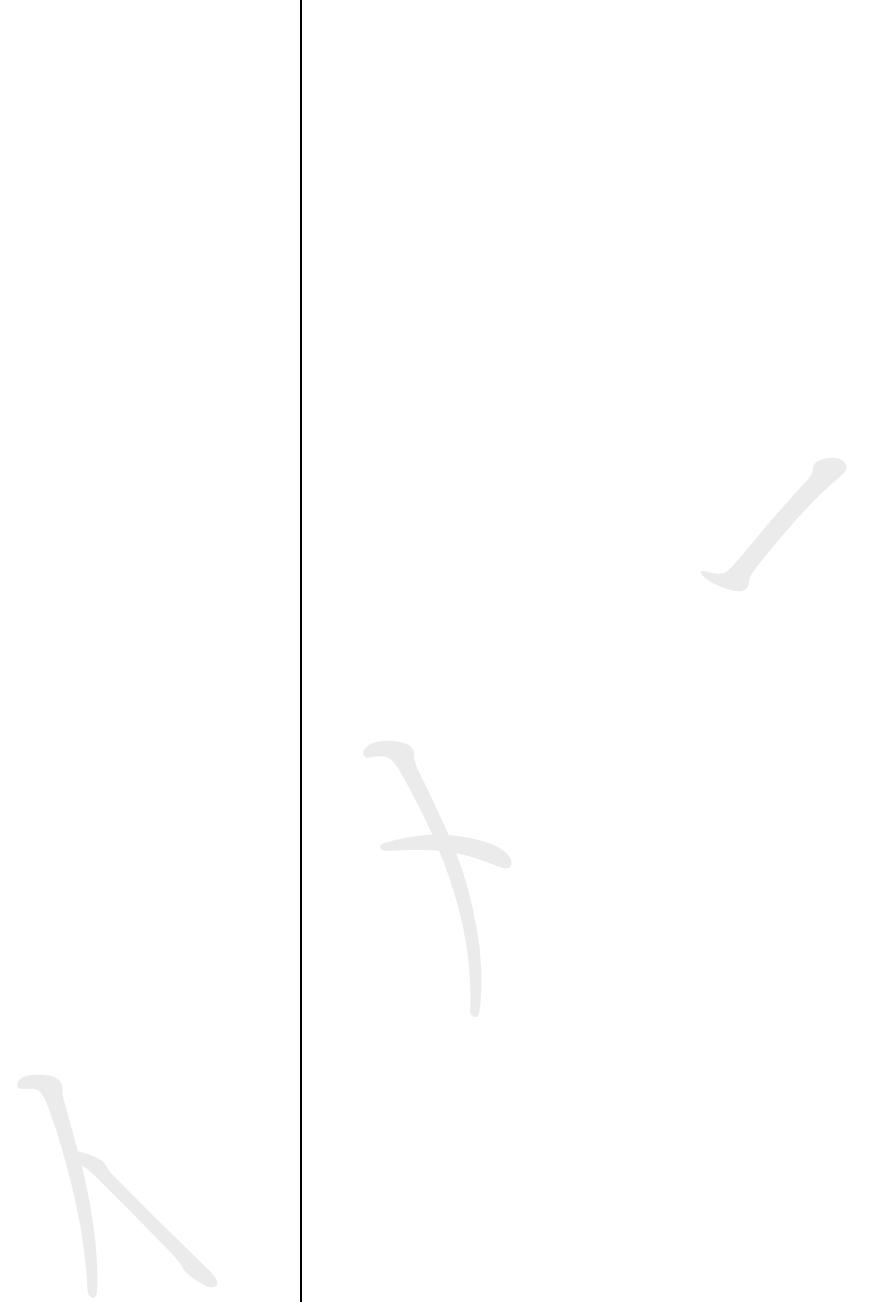
7 附則第五項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは「附則第二項第二号の規定による資金により、当該資金の目的の用に供する財産を取得したとするならば、第三十二条の規定により配賦することとなる」と、「公益実施費用額」とあるのは「公益実施費用額の見込額」と、「当該共用財産に係る費用額」とあるのは「当該財産に係る費用額の見込額」と、「（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。」とあるのは「とする。ただし、当該配賦が困難な場合については、第三十二条の規定にかかわらず、当該財産の割合は、百分の百とする。」とする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(中期的収支均衡に関する経過措置)

- 
- 2 施行日前に開始した公益法人の事業年度について、改正法による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十四条の規定に基づき公益法人の収入が費用を上回った部分がある場合は、施行日以後に開始する各事業年度の年度欠損額は、内閣総理大臣が定めるところにより算定するものとする。
 - 3 施行日以後に開始する最初の事業年度においては、過年度残存剩余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額は、零とする。
 - 4 施行日以後に開始する最初の事業年度においては、年度剩余額がある場合は、このによる改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十八条第二項の規定によらず年度剩余額から解消額を控除した額を当該事業年度に係る残存剩余額とし、当該事業年度の年度欠損額がある場合は、新規則第十六条第四項の規定によらず当該事業年度の年度欠損額を当該事業年度に係る残存欠損額とする。
 - 5 施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則第十七条の規定を適用する場合にあっては、同条中「係る暫定残存剩余額又は過年度残存剩余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剩余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剩余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるもの」とあるのは、「生じた年度剩余額」と、「暫定残存剩余額又は過年度残存剩余額の」とあるのは「年度剩余額の」とする。
 - 6 施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則

第十九条の規定を適用する場合にあっては、同条第一項第二号中「次に」とあるのは、「次のイからハまでに」とし、同条第二項中「額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）」とあるのは、「額」とする。

（使途不特定財産規制に関する経過措置）

7 施行日から起算して五年を経過する日以前に開始する各事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、施行日前に開始した各事業年度の同条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額及び同項第四号から第六号までに掲げる額の合計額は、この府令による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第二十一条により算定した額とする。

8 施行日以後に公益認定を受けた公益法人の最初の事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、同条中「の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における」とあるのは、「の」と、「の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができます。」とあるのは「とする。」とする。

（区分経理に関する経過措置）

9 新規則第三十八条、第四十八条及び第四十九条の規定は、公益法人が新規則第四十二条第一項及

び第二項又は改正法による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度から適用し、当該事業年度前の事業年度については、なお従前の例による。

○ 新規則第六十五条から第六十八条までの規定は、新規則第四十二条第一項及び第二項又は新法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度に係る財産目録等が新法第二十二条第一項の規定により行政庁に提出された日以後の公益認定の取消し等について適用し、当該事業年度前の事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定及び当該提出された日前の公益認定の取消し等に係る規定の適用については、なお従前の例による。